

九州圏広域地方計画プレ協議会規則（案）

（設置）

第1条 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第10条第1項に基づき、九州圏広域地方計画協議会が設置されるまでの間、九州圏広域地方計画プレ協議会（以下「プレ協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 プレ協議会は、九州圏広域地方計画（以下「計画」という。）に関し必要な事項を協議する。

（委員）

第3条 プレ協議会の委員は、九州圏（国土形成計画法施行令（平成18年政令第230号）第1条第4項第5号に規定する「九州圏」をいう。以下同じ。）の全部又は一部を管轄する同令第2条各号に掲げる国の地方行政機関の長並びに九州圏内の県及び指定都市の長がそれぞれ指名する者とする。

2 プレ協議会は、協議により、九州圏内の市町村長（前項の指定都市の長を除く。）、九州圏に隣接する地方公共団体の長及び計画の実施に密接な関係を有する者がそれぞれ指名する者を委員に加えることができる。

（事務局）

第4条 プレ協議会の事務局は、九州地方整備局及び九州運輸局とする。

（会議）

第5条 プレ協議会の会議は、事務局から通知し、開催する。

2 会議の進行は、事務局が行う。

3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。

4 プレ協議会は、委員又はその代理の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 同一の国の地方行政機関の委員が複数ある場合には、前項に規定する定足数については、当該複数の委員は、1として計算するものとする。

（議事の公開）

第6条 会議又は議事録は、公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

（幹事会）

第7条 プレ協議会は、その所掌事務を補佐するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、プレ協議会の委員が指名する者をもって構成する。

(学識者懇談会)

第8条 プレ協議会は、学識経験を有する者の意見を聴くため、学識者懇談会を置くことができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、プレ協議会の運営に関し必要な事項は、プレ協議会で定める。

附則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。